

二本松市社会福祉協議会
ヘルパーステーションにほんまつ運営規程
【障害福祉サービス居宅介護・重度訪問介護】

〔平成 18 年 10 月 1 日〕
規程第 58 号

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人二本松市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が設置するヘルパーステーションにほんまつ事業所(以下「事業所」という。)が行う指定障害福祉サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が利用者及び障害児の保護者に対し、適正な指定居宅介護等(以下「居宅介護及び重度訪問介護」という。)を提供し、障害者の自立と社会経済活動への参加を促進し、もって障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 職員は、利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴・排せつ・食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、二本松市、地域の保健・医療・他の障害福祉サービスを提供する事業者等との綿密な連携を図り、総合的かつ効率的なサービスの提供に努める。

3 前 2 項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
二本松市社会福祉協議会 ヘルパーステーションにほんまつ	福島県二本松市油井字濡石 1 番地 2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 各事業所に配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職 種	員 数	職 務 内 容
管理者	1 名 (常勤・兼務)	職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。 職員に対して法令等を遵守させるための指揮命令を行う。
サービス提供責任者	1 名以上 (常勤・兼務)	利用申し込みに係る調整、訪問。居宅介護援助計画、重度訪問介護援助計画の作成。ホームヘルパーへの技術指導、相談等の業務管理を行う。
ホームヘルパー	2. 5 名以上	居宅介護援助計画、重度訪問介護援助計画に基づき居宅介護、重度訪問介護の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除くものとする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供日 毎日(無休)
- (4) サービス提供時間 午前5時から午後11時までとする。
- (5) 上記の営業日、営業時間の外、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。
(居宅介護の内容)

第6条 事業所で行う居宅介護及び重度訪問介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画、重度訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
食事の介護、排泄の介護、衣類着脱の介護、入浴の介護、身体の清拭・洗髪、通院等の介護、その他必要な身体の介護
- (3) 家事援助に関する内容
調理、衣類の洗濯、補修、住居等の掃除・整理整頓、生活必需品の買い物、関係機関との連絡、その他必要な家事
- (4) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
(2)から(3)に附帯するその他必要な介護、家事。
- (5) 重度訪問介護に関する内容
重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者に対して、居宅における入浴、排泄又は食事の介護、日常生活に生じる介護の事態に対応するための見守りや支援及び外出介護等を総合的に供与する。
- (6) 生活等に関する相談・助言
(利用者から受領する費用の額)

第7条 居宅介護及び重度訪問介護を提供した際には、支給決定障害者等から当該居宅介護及び重度訪問介護に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない居宅介護及び重度訪問介護を提供した際には、前項の利用者負担額のほか、支給決定障害者等から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。

3 公共交通機関を利用した場合は、その実費を支給決定障害者等から徴収する。なお、次条の通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護及び重度訪問介護に要する交通費で、事業所の自動車等を使用した場合は次によりその実費を徴収する。

二本松市地域境界からの移動距離1キロメートルに付き20円とし、移動距離が1キロメートル未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、支給決定障害者等に対して当該サービスの内容及び費用について、説明のうえ同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を支給決定障害者等に対して交付する。

(キャンセル料)

第8条 前条第1項の規定にかかわらず、利用予定者が利用を中止した場合は、次のとおりとし

キャンセル料を徴収することができる。

(1) 利用日の前日までに連絡があった場合 無料

(2) 利用日の当日に中止とした場合 (負担上限額無料の場合も含む)

当該基本料の100分の10

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、二本松市全域とする。

(緊急時における対応方法)

第10条 職員は、居宅介護及び重度訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告をする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施

(2) 前1号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(3) 虐待防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る

(4) 虐待防止のための指針の整備

(5) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者 (利用者の家族等障がい者を現に養護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情解決)

第12条 利用者等から苦情の申出があった場合は、苦情受付担当者がその内容を記録するほか、苦情解決責任者へ報告し、第三者委員の助言や立会いのもと解決を図るものとする。

2 利用者等の苦情に関して市町村が行う調査に対し協力するとともに、市町村から指導、助言を受けた場合は必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法 (昭和26年2月12日法律第45号) 第83条に規定する運営適正化委員会が実施する調査又は斡旋には可能な限り協力するものとする。

(利益供与等の禁止)

第13条 他の障害福祉サービス事業者等又はその従業員に対し、利用者に対して当該事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

2 他の障害福祉サービス事業者等又はその従業員から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受しないものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、職員の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設ける。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。

3 退職後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。

- 4 居宅介護及び重度訪問介護業務上において法律上の賠償責任を負った場合は、本会が加入している保険により補償を行うものとする。
- 5 管理者は、利用者に対する居宅介護及び重度訪問介護の提供に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を提供後5年間保存する。
- 6 事業所は、所内において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。また職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設ける。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- 7 事業所は、適切な居宅介護及び重度訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護及び重度訪問介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
(身体拘束等の禁止)

第16条 事業所は、居宅介護及び重度訪問介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命はまたは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を年1回以上する。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設ける。

採用時研修	採用後3ヶ月以内
継続研修	年1回以上

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本会と事業所の管理者が協議して定める。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。